

「特別警報」「暴風警報」発令時における保育所（園）等の対応について

岐阜市子ども保育課から、「特別警報」「暴風警報」発令時の保育園の対応について、考え方が示されておりますので、お知らせします。

台風の接近等によって、「岐阜市」に「特別警報」（暴風以外であっても）又は「暴風警報」が発令されたとき、岩保育園で岐阜市の指導に則って、次のように対応させていただきます。

1 午前6時30分前に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合

- 「特別警報」「暴風警報」が解除されるまでは、自宅待機とします。
- 「特別警報」「暴風警報」が解除された場合は下の表のように対応します。

「特別警報」「暴風警報」の状態	保育所（園）等の対応
午前6時30分までに解除された場合	<u>平常どおり</u> 保育を行います。
午前6時30分を過ぎて午前10時30分までに解除された場合	<u>解除の1時間後</u> から保育を行います。 <u>給食は実施します。</u>
午前10時30分を過ぎて正午までに解除された場合	<u>午後1時から</u> 保育を行います。 <u>給食は中止します。</u> （家庭で食事を済ませてから登園してください。）
正午を過ぎて解除された場合	<u>解除の1時間後</u> から保育を行います。 <u>給食は中止します。</u> （家庭で食事を済ませてから登園してください。）

2 保育時間中に「特別警報」が発令された場合

ラジオ・テレビ放送、インターネット、防災行政無線等を活用して災害に関する気象、その他の状況把握に努め、「保育園での待機」、「避難所への避難」、「保護者への引渡し」等児童の安全を最優先にした措置をとります。

3 保育時間中に「暴風警報」が発令された場合

- ・子ども保育課より指示がない限り、平常どおり保育を行います。
- ・保育することが危険であると予測される場合は、子ども保育課と協議の上、保育を中止し、保護者に児童の迎えをお願いします。

4 大雨、洪水、大雪等の警報が発令された場合

- ・平常どおり保育を行います。
- ・保育することが危険であると予測される場合は、子ども保育課と協議の上、自宅待機や保育を中止します。

5 台風の接近（岐阜市への直撃）が予測される場合（JR東海・名鉄が運休となる場合など）

台風が岐阜市へ接近すると予測される日の前日に、休園の決定をすることがあります。その場合、前日に子ども保育課から休園決定の連絡がありますので、連絡があった場合は、直ちに保護者配信メール等でお知らせします。

（休園を決定した場合は、当日に警報等が発令されていない場合でも休園となります）